

浪江町復興計画【第三次】策定委員会設置要綱

(令和2年6月10日告示第87号)

(設置)

第1条 東日本大震災による地震・津波、さらには原子力災害により甚大な被害を受けた当町の復旧・復興に向け、平成29年度に策定した浪江町復興計画【第二次】を改定し、新たな計画を策定するため、「浪江町復興計画【第三次】策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を浪江町へ提言する。

- (1) 復興計画案の審議及び策定に関すること。
- (2) 復興計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (3) その他復興計画の策定に必要な事項に関すること。

(策定委員会の組織)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者。
- (2) 公共的団体の役員又は構成員等。
- (3) 町内任意団体の役員又は構成員等。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者。

(策定委員会の任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(策定委員会の委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、町長が指名するものとし、副委員長は委員長が指名により決定するものとする。

3 委員長は、策定委員会を代表し、策定委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初が開催される会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に関係者の出席を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬については、日額 5,000 円とする。ただし、高度の識見を有する者で町長が特に必要と認める者にあつては、日額 20,000 円とする。

(費用弁償)

第8条 策定委員会の委員が策定委員会の招集による会議のため旅行した場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及びその支給方法は、職員等の旅費に関する条例（昭和 41 年浪江町条例第 8 号）の規定の適用を受ける職員の例による。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。